

暮らしとこころの相談会報告

3月17日(火)、18日(水)、エールエール地下広場にて「暮らしとこころの相談会」を開催しました。12



月の相談会は強力な寒波が到来し、非常に寒い中での相談会でしたが、今回は最高気温20度と久々に過ごしやすいく中での相談となり、1日目56件(面談50件、電話6件)、2日目59件(面談48件、電話11件)の合計115件(面談98件、電話17件)の相談がありました。相談内容の内訳は、労働2件、借金19件、生活保護15件、離婚や養育費・DV・相続等の家庭問題32件、こころの相談16件、その他36件と離婚やDVの相談が多く寄せられました。

ある男性は、就職面接を受けた職場から、一旦、口頭で採用する旨の連絡があったものの、後日、「即戦力になる別の人間が見つかったので採用できなくなった。別の職種(体力的にきつい仕事)でなら雇ってあげる」と一方的に言われ、何とかならないかと相談に来られました。

また、別の男性は、こころの病で休職し、収入がなくなったとたんに同居する妻から突然離婚を切り出され、家を出ていかななくてはならなくなったと相談に来られました。

また、ある女性からは、長年、内縁関係にある男性からDVを受け続けており、縁を切りたい。再スタートするためのお金について聞きたいと、財産分与や年

金分割等の相談がありました。

今回も広島県臨床心理士会との共催により、こころの悩みにも広く対応することができ、また、今回初めて、中国財務局の協力もあり、借金やヤミ金に関する相談に対して連携をとることができました。

この相談会に寄せられる相談は、いずれも様々な問題が複雑にからみあっており、すぐさま解決することは困難かもしれません。しかし、一つずつ整理していくことで、一步一步前に進むことができると思います。4月1日からは「生活困窮者自立支援制度」が始まりました。この法律には、様々な懸念が示されていますが、一人一人が自分らしい生活を送れるようその運用を注視し、取組んでいきたいと思えます。

なお、17日昼は中国帰国者・広島友好会による中国舞踊、18日昼は、広島ナッパーズメンバーの山上さんらによるギター演奏と歌、両日夕方に、広島朝鮮学園による朝鮮舞踊と歌が行われました。



相談に来られた方や運営スタッフだけでなく、街行く人も足を止めて、楽しんで行かれました。(N)

人権擁護大会フレスシンポジウム報告

弁護士 寺本佳代

3月7日(土)、日本弁護士連合会で開催された第58回人権擁護大会シンポジウム「母子家庭における子どもの貧困—その原因と実効的施策を考える」に参加しました。

基調報告

冒頭に、日弁連「両性の平等に関する委員会」より、母子家庭及び子どもの貧困の現状と問題点

について、基調報告がありました。近年、母子世帯数は増加し続けているにもかかわらず、①児童扶養手当では、「5年等経過者一部支給停止」や「手当額の引下げ」が問題となっていること、②養育費は、算定額が低額で履行確保手段も不十分であるため、母子施策として機能不全に陥っていること、③生活保護では、再び母子加算の減額・廃止が検討されていること、④労働現場における

女性の非正規化・低賃金の加速、⑤根強い性別役割分担意識による女性の経済的自立困難等、母子家庭の貧困は多角的複合的要因に基づくことを改めて確認しました。また、子どもの約6人に1人、ひとり親家庭の半数以上が「貧困」という実態のもと、「子どもの貧困対策法」が制定され、昨年8月29日にはその基本大綱が閣議決定されていますが、目標達成期限がない、数値目標もない、新規取組が少ないという点から実効性に疑問があると指摘がありました。

基調講演

国立社会保障・人口問題研究所の阿部彩さんが、「最近、「子どもの貧困」あるいは「若年女性の貧困」というテーマでの講演依頼が多いが、「母子家庭の貧困」は、old storyで新規性がない。日本では、母子家庭が貧乏なのは、昔から当然のことで、当たり前すぎてマスコミにもシンポジウムにも取り上げられない、社会の関心も得にくい、ゆえに、貧困対策の対象からも外れやすい。しかし、母子家庭を取り囲む状況は改善しないどころか、悪化している。いま一度母子家庭の状況を確認する必要がある」と指摘しました。各国別に見た「ひとり親世帯の貧困の削減率」は、OECD19カ国中、日本が最低であるばかりか、1995年の0.11から2005年の0.02へと大幅に悪化しています。特に懸念されるのが若年出産層（10代での出産）で、高い確率で母子世帯となり生活に困窮するが、母親自身も厳しい環境で育っていることが多く、これに対する実効的施策として、出産しても学業を継続するための学校側の対応が必要とのことでした。

また、母子世帯は子どもが成人すると単身女性世帯となるため、その延長上に生じる離別女性や未婚女性の貧困率の高さにも意識を向けなければならない、当面の目標としては、実効性・即効性という観点から児童扶養手当の拡充、母子世帯の貧困率削減の数値目標を挙げるとのことでした。

最後に、いわゆるピケティブームに触れて、格差社会を問題視する声は多いが、ある経済誌が「格差社会サバイバル術」といった特集を組

んだように、中間層あるいは上流層がいかに格差社会で生き延びるか、いかに搾取されずに逃げ切るかといった関心のみが強く、限られた資本を皆で少しずつ分け合って問題を解決しようという姿勢が見られないという社会の在り方に衝撃を受けたこと、こうした社会を少しずつでも変えていくためには、まず身近な人に貧困に関する話をしていくこと（阿部さん自身、ママ友には貧困問題の話がしにくいとの告白もありました）が大切なのではないか、といった問題提起もありました。

パネルディスカッション

NPO法人しんぐるまざーず・ふぉーらむの赤石千衣子さんは、「かなり絶望的な状況の中にあるが、民間ボランティア支援やひとり親支援のビジネス拡大（病児保育やシェアハウス）のパワーに期待したい、健全な当事者の声を反映する民間団体が成長し、国や自治体の施策を監視することが重要である」、法政大学大原社会問題研究所准教授の藤原千沙さんは、「親1人子1人が生活できる賃金を確保するための最低賃金の引上げが必要である（連合は、年収250万円年間労働時間1800時間で時給1700円と算出している）」、ジャーナリストのみわよしこさんは、「就労し生活保護基準以下で我慢している人が我慢できなくなる事態を回避するために、所得税の基礎控除を生活保護基準以上に引き上げるべき」、「なくそう！子供の貧困」全国ネットワーク世話人の山野良一さんは、「学校教育による学力保障とスクールソーシャルワーカーの増員、地域による学習支援を重点施策としたい」と各フィールドから支援の方向性について語られました。あまりに濃密な4時間で、どんなに割愛しても書ききれませんが、非常にパワーのあるシンポジウムであったことをご報告いたします。



非正規全国会議報告

2015年1月17日、広島大学千田キャンパスで非正規労働者の権利実現全国会議が行われました。広島電鉄、郵政、KBS京都放送の各組合からの現場報告と、塩見卓也弁護士の研究報告、脇田滋龍谷大教授の講演が行われました。

塩見さんの報告は『2015年10月施行の直接雇用申込みみなし規定を過去の裁判事例にあてはめた場合の分析』でした。派遣先が直接雇用するとみなすという法改正があった場合、どのくらいの派遣労働者を救済できるかを20の裁判例をもとに分析したものです。研究報告によると14例が救済可能であり、このうち訴訟において敗訴となったのは12例で、この規定をもっと活用していくことが必要であるとまとめています。

脇田さんの講演は『派遣から直用、均等待遇を勝ち取るために-非正規雇用に取り組む労働組合の課題-』というテーマで行われました。まず、日本の労働組合が世界的にも珍しい『企業別』の労働組合であり、所属が異なるという理由で派遣労働

者を巻き込みにくいという構造的な問題がある。特に大企業の場合、雇用契約や入職経路の違いによる分断管理の結果、派遣労働者を巻き込む労働組合は極めて少数と指摘しました。

また、労働組合には労働者全体を代表する代表性があることにも注目し、正社員を代表するだけではなく、特に未組織が多い非正規労働者をも代表してその権利や利益を守らねばならないとも主張しました。筆者は、この点について労働組合は真剣に考えなければならぬのではないかと思います。(T)



シェルター卒業生の手紙

竹中 勝

竹中勝といいます。36歳になります。シェルターに入って一番嬉しかったことは風呂に入ってあったかい布団でぐっすり眠ったことですね。ほんとに涙が出るほど嬉しかったです。それまではマンガ喫茶や昼間にパチンコ店の休憩所で少しウトウトとする程度でしたから。

昨年の12月に大阪の自立支援センターで知り合った友人と一緒に、私の生まれた福岡県をめざしました。夜行バスに乗り継いで来ましたが、とうとう資金不足で広島で下車しました。それからの数週間は、マンガ喫茶やパチンコ店の休憩所で寝たりして過ごしていましたが、友人から広島でも支援センターがあるかも知れないと聞き、ネットで調べて反貧困ネットワークを知りました。すぐに電話をしたところ、迎えに行くから平和公園の噴水のところにいてくださいと言われました。半信半疑でしたが、噴水のところで待っていると遠くで手を振る人がいました。後で分かったことですが、それが日下さんでした。正直言ってほっとしました。

私は、物心ついたころから三重県津市の児童擁護施設で3歳年上の兄らと一緒に暮らしていました。高校卒業までの間その施設で生活しました。父親は私が小さい時に亡くなったそうです。施設を出るときに施設の先生から、私の母親が愛知県に住んでいることを聞きました。しかし、正直会いたくとも思いませんでした。18歳になって高校を卒業と同時に施設を出て地元のハム製造工場に就職しました。その時から会社の寮生活を始めました。その後、派遣の仕事のために数年ごとに仕事を転々としました。そのたびに住まいも転々とせざるを得ませんでした。落ち着かない希望の見えない日々でしたが、派遣の仕事だからこれも仕方ないと半ば諦めていました。ここ数年は、大阪や東京の自立支援センターで生活しながら、派遣の仕事をしていました。

20代のはじめころに一度好きな人がいました。しかし、自分の生活が精一杯で結婚を申し込む勇気もありませんでした。こんな自分ですから、申し込むと関係が壊れそうでそれが怖かったのです。今から結婚する自信はありませんが、理想の女性としては、ふっくらと温かい感じの人がいいですね。

いま、東区の生健会に入っています。広島の人とは他県の人には冷たいと聞いていましたが、大変面白い人たちで、この人たちと一緒に何か頑張っていこうと思っています。3月からアパートで1人暮らしを始めました。連帯保証人になってくれる人がいないので、保証人のいない物件を日下さんに探してもらいました。考えてみると、今までの生活が施設や寮だったりして、自分の名前で契約をしてアパートを借りたのは生まれて初めてです。自分の城が持てたと感慨深いものがあります。

自死遺族問題シンポジウムの報告

弁護士 丸亀日出和

本年3月7日、ゆいぽーとで広島弁護士会シンポ「自死遺族の直面する問題を考える～弁護士やこころの専門家にできること～」が行われ、私はパネルディスカッションのコーディネーターとして参加しました。

基調講演では、大阪弁護士会の生越（おごし）照幸弁護士から、自死遺族が直面する法律問題（相続、労災、賃貸借、生命保険など様々）のほか以下のような自死遺族の法律問題の特殊性について話していただきました。

- ①自死をされた方本人は亡くなっているにもかかわらず、遺族は本人に聞くことができず、今後どのような問題が押し寄せてくるかもわからないという状態にあること。
- ②自死遺族固有の法律問題が生じるということ。
- ③自死遺族は非常に体調が悪い方が多く、なかなか法的アクセスまでたどり着けない。法的には解決できそうな問題があったとしても、手続を進めることが出来ない方もいること。
- ④自死への偏見から、訴訟になった時に家族の自死が知られてしまうのではないか気にされる方もいること。自死遺族は様々な問題を抱えておられることから、緊急性の高いものから、時間をかけて判断してよい問題まで、順番を並べるといって交通整理・仕分けを弁護士がすることが必要であるとまとめられました。

また、パネルディスカッションでは、自死遺族でもある広島弁護士会の佃祐世弁護士からは、「家族が自死したことを言えないばかりか、自責の念などで考えが整理できないため、誰かに相談するにしても誰にどう相談していいのかも分からず、相談する気力もなく、下手に相談して何か言われて余計に傷付くのも嫌だという自死遺族の心情について説明がありました。

弁護士の仕事をする上で自死と関わることはありますが、自死遺族への支援という視点はまだ不十分であったと感じました。シンポで学んだことをふまえて、弁護士にできることは何かを考えて実践していきたいと思えます。

今後の相談会の予定

- 2015年 6月23日(火)・24日(水)まちかど生活相談会
- 2015年 9月 8日(火)・ 9日(水)暮らしとこころの相談会
- 2015年12月 8日(火)・ 9日(水)年末年始越し生活相談会
- 2016年 3月29日(火)・30日(水)暮らしとこころの相談会

シェルター利用実数 2015年3月17日現在
単身507名/夫婦25名/親子44名

	男性	女性
10代	4	13
20代	46	31
30代	92	22
40代	102	23
50代	89	20
60代	55	16
70代	19	66
80代	3	44
不明	10	21
小計	420	156
	10室合計	576

定期総会の案内

日時：2015年5月23日（土）13時30分～

場所：広島市社会福祉センター（中消防署前）

記念講演：14：30～

「困窮者支援の在り方」倉敷ほっとスペース25代表 山下 順子さん

会員募集中です

正会員(個人)年会費 2,000円 正会員(団体)年会費 5,000円

賛助会員(個人)年会費 5,000円 賛助会員(団体)年会費 10,000円

NPO法人 反貧困ネットワーク広島 事務局

広島市中区東白島14-15 NTTクレド白島ビル7階

広島総合法律会計事務所内

電話：082-227-8181 FAX：082-227-1200

相談専用電話

090-4890-1579

平日 10:00～17:00

